

石川県公報

平成30年8月30日(木曜日)

号 外

(第67号)

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年8月30日

石川県監査委員	米	澤	賢	司
同	吉	田		修
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

(石川県立歴史博物館の事務連絡費に係る住民監査請求の監査結果)

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

平成30年7月4日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)の要旨は、次のとおりである。

(1) 事務連絡費とは、石川県が需用費の食糧費支出をする場合の呼称である。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務の処理をするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定し、地方財政法第4条第1項においては、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定している。

(2) 石川県立歴史博物館は、博物館法が定義する博物館である。

博物館法は、同法第2条では博物館について定義し、同法第3条においては博物館の事業について規定している。

石川県立歴史博物館が事務連絡費を支出する場合においては、博物館法規定の事業の目的を達成するための支出に限定される。

したがって、上記事業を除く支出は目的外の経費支出であり、違法支出である。

違法支出している場合、当該支出相当額を石川県へ返還しなければならない。

(3) 情報公開請求の開示文書によると、石川県立歴史博物館は、平成29年7月5日に、金沢ニューグランドホテル4階「羽衣」にて実施した「歴史文化国際交流推進に係る意見交換等」を「理由」とする韓国国立全州博物館長との懇談会経費32,000円を事務連絡費で平成29年7月31日に支出している。

(4) しかし、上記懇談会経費支出は、博物館法が規定する事業に定められている事業及び当該事業を遂行するために必要不可欠な支出ではない。

そして、高額接待と新聞紙上に掲載された金沢地方裁判所判決は、『本件懇談会による接遇・接待は、企画当初から、その全体が不可分の一体として、社会通念上儀礼の範囲を大きく逸脱しており、地方公共団体の事務に当然伴うものとは到底いえず、これに要した費用を公金により支出することは違法であり、許されないというべきものである。』と判断した(金沢地方裁判所平成13年5月17日判決の判決書26頁参照)。

すなわち、石川県立歴史博物館の事務連絡費支出は、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した目的外支出である。

したがって、石川県において本来的に予算執行権限を有している石川県知事及び上記知事の権限を委任された宮崎良則副館長は、石川県へ、連帯して金32,000円及び遅延損害金を支払う必要がある。

- (5) 請求人は、石川県監査委員に対し、上記2名に対して、石川県へ、連帯して金32,000円及び平成29年7月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うように、石川県知事に勧告することを請求する。

(添付書類)

公文書一部公開決定通知書の写し

判決書の写し

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成30年7月12日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年7月27日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求内容について、石川県立歴史博物館(以下「歴史博物館」という。)の会食代は、博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する事務に随伴した支出である事務連絡費ではなく、歴史文化国際交流推進に係る意見交換等として支出負担行為をする理由は虚偽であり、目的外支出であることなどの補足説明があった。

なお、請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、請求人が措置請求書において主張する歴史博物館が平成29年度に支出した事務連絡費が違法な支出であるかどうかとした。

3 監査対象部局

県民文化スポーツ部(文化振興課、歴史博物館)

4 監査対象部局の監査の経過

県民文化スポーツ部に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成30年8月10日に、歴史博物館が支出した事務連絡費の概要及び請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

- (1) 韓国国立全州博物館(以下「全州博物館」という。)との姉妹館交流は、専門的な情報交換や相互研鑽を図るもので博物館法第3条第1項第5号に規定する「展示等に関する技術的研究」に該当する。

なお、博物館の国際交流については、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)に基づく文化芸術推進基本計画(平成30年3月6日閣議決定)においても博物館の役割と明記されている。

- (2) 歴史博物館と全州博物館は平成3年以降、姉妹館交流として、5年毎の交流特別展の開催や学芸員の相互交流を実施している。全州博物館長らの本県滞在時間が限られる中、同館長らの宿泊先であるホテルで30周年記念展(2021年開催予定)の打合せの会合を兼ねた懇談会を行うことは合理的である。

- (3) 本件は国際交流として意味合いがあり、判例でも「地方公共団体も対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは許容される(平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決)」とされるところ、本県の事務連絡費の規定の範囲内の支出であり、適法かつ社会通念上儀礼の範囲内にある。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

請求人が措置請求書において主張する歴史博物館が平成29年度に支出した事務連絡費は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事項は次のとおりである。

なお、事務連絡費の支出の手続については、適正に行われていることを確認した。

(1) 事務連絡費の支出

ア 支払日 平成29年7月31日

イ 支払先 株式会社金沢ニューグランドホテル

ウ 支出の内訳

会食代8,000円×4人=32,000円

相手方2人 全州博物館館長、全州博物館学芸研究士

県側2人 歴史博物館館長、歴史博物館副館長

エ 支出理由

歴史文化国際交流推進に係る意見交換等

(2) 予算の計上

歴史博物館の事務連絡費については、平成29年度石川県一般会計予算4款2項5目歴史博物館費、11節需用費、細節事務連絡費として計上されている。

(3) 歴史博物館の業務内容(抄)

学芸課

- 1 学芸活動の企画・調整に関すること。
- 2 姉妹館との交流及び協力並びに展示・共同研究に関すること。
- 3 常設展の調整・改善に関すること。
- 4 特別展及び企画展の企画・調整に関すること。
- 5 展示室の視聴覚機械の保守・管理に関すること。
- 6 石川の歴史遺産セミナーに関すること。
- 7 紀要の作成に関すること。
- 8 貸館の企画・調整に関すること。
- 9 寄贈図書等の受入・整理に関すること。
- 10 文化財情報の収集・整理に関すること。
- 11 その他学芸補助に関すること。

(4) 姉妹館協約

平成3年1月18日、石川県教育委員会教育長と駐日本大韓民国大使館公使を立会者として歴史博物館と全州博物館との交流に関する協約が両館長の間で締結されている。

2 判断

請求人の主張、県民文化スポーツ部の説明等に基づき、次のとおり判断する。

事務連絡費は、行政事務・事業の執行上、直接的に費消される経費であることから、地方公共団体が主催する懇談の経費をこの費目から支出する場合は、行政事務等の存在が明確にされるとともに、その執行との直接的な関連性が認められる必要がある。

歴史博物館の事業内容は、学校以外の教育機関等設置に関する条例(昭和32年石川県条例第14号)第2条において「歴史民俗文化財の収集、保管及び展示並びに歴史民俗文化財に関する調査研究及び指導に関すること。」とされており、これを詳細、具体化した同館の業務内容には、「姉妹館との交流及び協力並びに展示・共同研究に関すること。」が定められており、全州博物館との姉妹館交流は、歴史博物館の業務として想定されたものである。

歴史博物館が行う全州博物館との姉妹館交流は、学芸員の資質向上に資するものであり、日韓両国における博物館の展示等に関する専門的な情報交換や相互研鑽が図られることから、博物館法第3条第1項第5号に規定する「展示等に関する技術的研究」に該当するものと解される。

平成元年9月5日の最高裁判決では、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである」とされている。

歴史博物館と全州博物館との姉妹館交流は、平成3年の姉妹館協約に基づき、これまで継続的に実施されてき

ており、今回の懇談会については、歴史博物館の館長らと姉妹館交流事業の一環として来県した全州博物館の館長らとの間で、姉妹館交流30周年記念展の打合せを兼ねて行われたものであり、相手方の社会的地位や国際交流活動としての意義等を考慮すれば、事務連絡費の支出は、歴史博物館の業務に随伴した社会通念上儀礼の範囲内のもものとして許容されるものである。

以上のことから、歴史博物館が平成29年7月31日に支出した事務連絡費については、「博物館法が規定する事業に定められている事業及び当該事業を遂行するために必要不可欠な支出ではない」、「社会通念上儀礼の範囲を逸脱した目的外支出である」ため違法支出であるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。